

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

| | |
|------|--|
| 日 時 | 令和6年2月16日(金) 14時30分から15時30分 |
| 場 所 | オンライン (Zoom) 埼玉会館6階 6D会議室 |
| 出席者数 | 14名 |
| 出席委員 | 堀田会長、阿久戸委員、会沢委員、森田委員、宮崎委員 青砥委員、酒井委員、栗原委員、高沢委員、矢作委員 山崎委員、小林委員、増田委員、渡邊委員 |
| 欠席委員 | なし |
| 議事 | (1) 都道府県こども計画について (2) いじめ問題対策会議の結果報告について (3) 埼玉県青少年健全育成条例の改正について |

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

同規則第10条第2項により、酒井委員、渡邊委員を指名した。

3 議事要旨

議事(1) 都道府県こども計画について

事務局から資料1により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(堀田会長)

この内容について、御質問や御意見はあるか。

(宮崎委員)

こども計画に関して、2点質問させていただきたい。

まず、計画の策定についていつ頃判断するのか。

もう1つ、こども大綱はまとめられたが、県の計画に関しては今までの法律どおりに今は分かれている。それをまとめることと、まとめないでそのままやることのメリット・デメリットを教えていただきたい。

(青少年課長)

まず、こども計画の策定については、来年度中を目途に計画をしていくことになると考えている。その中で、既存の2つの計画について、どのように参照していくのかを、この後検討させていただきたい。できるだけ早い段階で決めて、審議会に諮っていききたい。

2点目は、こども大綱とは別に県の計画について、まとめることのメリット・デメリットをどう整理をしているかというお話だったかと思う。

まず、まとめることについては、こども大綱が国で策定され、こども計画はこれを勘案して作成するように言われているため、こども大綱の中で子供たちの意見も含めて出てきた色々な議論を、総合的・体系的に整理することができるのではないかと思う。県はこれまで色々な取組をしてきたが、それを例えば先ほど申し上げたようなライフステージの順番に並べて、切れ目のない支援ができていくかどうか、といったようなことについて、考えることができるのではないか。

デメリットとしては、これまで計画がそれぞれ進行してきたため、それぞれの進行管理のことが考えられる。例えば、もし、青少年プランの方が移行して一体的なものになると、計画期間の途中で計画の形が変わってくるので、その引継ぎをうまくしていく必要があると思う。

(堀田会長)

他に御質問、御意見等あるか。

一つお聞きしたかったのだが、バーチャルな居場所を作っていくという話がすごく面白いと思った。こういった方を対象にどんな形のものを作るのか、何か少してきてきているのか。

(青少年課長)

対象とするのはこども・若者だが、主としては小学生から大学生に入るぐらいの年齢層を対象としたいと考えている。こういった子供たちの中には、なかなかリアルでは自分を表現することができない子供も一定数いると思っている。実際、国の統計でも、なかなか適当な居場所が見つからないといった声がある。バーチャルのアバターと言われる、仮想空間における人の分身だが、そういったものを通じてであれば、自分の意見を言いやすいとか、コミュニケーションが取りやすいといったような方たちがいるので、そういった子供たちにコミュニケーションの機会を与えたり、自分の好きなような自己実現ができるような場を提供することによって、そこを居場所として感じていただけるようにしていきたい、というのがまず一つある。

また、居場所に来て、そこから先、例えば、実は自分はこんなことに悩んでいるんだといったような、本音のようなものがポロッとそのバーチャルユースセンターのスタッフに伝わったりすると、スタッフの方からその相談に乗ってあげたり、もし専門的な支援が必要であれば、若者支援機関や行政が持っている支援体制、支援機構の方に繋いでいくといったこともできるとしている。

そういった居場所を目指して、この後準備をしていきたい。

(堀田会長)

一定、そういうニーズがあると思うので、期待している。

その他何かあるか。

(山崎委員)

こども基本法は私も関心があり、少し調べたりしていたところだったので、今お話いただいた中で、それを基にこども計画ができていくというのも伺い、なるほどなと思った。

その中で特に3ページ目のところで、こどもと若者の意見を反映する、意見表明のところが、こども基本法の中でも多分肝になってくると思う。これまでのものより一歩踏み込んだ形になっていくのを個人的には期待しているというか、感じている。

私は、スクールカウンセラーや、学齢期の子供と関わることを主な仕事としてやっているのですが、資料の上のところにある学童期・思春期の6歳から18歳の子供たちと、多く関わっている。仕事柄、学校や教育委員会で働いているが、例えば不登校

の子供への支援というところを見ても、どうしても学校や教育委員会だと大人が指導するという形になり、主体がやはり大人の方であって、その支援を受けるような子供が求めているものと、大人、支援者が考える色々なことのずれがどうしても出ているというのは、感じていた。今回、やはり子供の意見を聞いたり、また、利用者である保護者の意見も聞きながら、より当事者のニーズに即した支援ができるようになっていくのではないかと期待している。

しかし、教育委員会でも学校の方もそういった形になっていくと思うのだが、現場の感触として、学校の先生方、管理職と話してもまだあまり、このあたりの話やこども基本法もピンときていない感じがする。現時点で、どれぐらい学校現場や教育委員会の方で、こういったことが意識されているのか、今後こういった大綱ができていく中で、どのように学校現場で周知されたりとか、実際に何か具体的な動きが出てくるのか、わかる範囲で教えていただきたい。

(青少年課長)

学校現場の方では、まだ十分浸透していないようだというお話があった。昨年12月末に大綱ができて、周知や具体的な取組はこれからになると思う。

県として、子供の意見を反映していくシステムを作っていく必要があるのではないかとことで、これも来年度当初予算で考えていることがある。こちらは、福祉部の方で、県のこども施策に対して子供や子育て当事者の意見を聴取する、そういった仕組みを作ろうということで、「こども県政サポーター（仮称）制度」を創設する経費を計上して、議会に提出をさせていただいたところである。こちらについては、子供や子育て当事者にサポーター登録をしていただき、オンラインのアンケートや対面で、県のこども施策に対して御意見をいただくというようなものになっている。いただいた御意見を施策に反映することで、埼玉県のこどもまんなか社会の実現を目指していきたいと考えている。このような取組をスタートさせようと考えているところである。

(堀田会長)

これから始まるということだと伺ったが、何かあるか。

(山崎委員)

今も学校運営協議会などがあるとは思いますが、学校単位のように小さい単位でも、似たような形で、そのように子供の意見を聞いたり保護者の意見を聞いて学校の運営に役立てていくというのが、県としては推奨していくような流れになるのか。

(青少年課長)

こういった大きな方針のもとに施策を進めていくが、所管をしているのが教育局の方になるので、いただいた御意見を伝えて、何かできないか検討させていただき

たいと思う。

(堀田会長)

ぜひお願いしたい。

他に何かあるか。

(宮崎委員)

この青少年健全育成審議会の委員に、子供が入ってくる可能性があると考えてよいか。

(青少年課長)

まだその検討までは至っていないといったところが実情である。このこども大綱を踏まえて色々なことを考えていきたいと思っているが、まだ任期も途中なので、来年度いっぱいはこの体制かと考えているところである。

(森田委員)

私も子供は入れた方がいいと思っている。色々なところに子供の委員を入れた方がいいと思っているのと、子供向けにそういうもののパンフレット等も作った方がいいと思っている。

さいたま市との関係はどうなっているのか。埼玉県で何か施策を進める時に、やはりさいたま市との連携、統一性が重要になってくるのはどの分野でも課題となる。特に、こども家庭庁、こども基本法など、この縦割り行政に横串を刺すというようなものの中で、さらに県の中で2つの大きな物がぶつかり合うというところとよほど難しいことになってくると思うが、何か連携はしているのか。

(青少年課長)

さいたま市との連携については、連携の会議などがあるので、そういったものを活用することができるかもしれない。こども大綱の関係では、それぞれの計画が別々になるのかなのか確認できていないが、そういったところで、どんな連携ができるのかについては、考えてみたい。

(森田委員)

多分同じこども大綱でいくと思うが、児相も学校も主体が違う。だからその辺、やはり難しいのかなという趣旨の質問だった。

(県民共生局長)

1つ補足させていただきたい。

先ほど森田委員から、審議会の委員に子供を入れた方がいいのではないかという

御提案をいただいた。それが可能かどうかはこれから検討させていただくが、前提として、この審議会の委員の皆様は、地方公務員法の第3条第3項の第2号に定める特別職の非常勤職員という位置付けになっている。子供がこの特別職非常勤職員に充てられるかどうかということも含めて検討させていただく必要があるかと考えている。

どちらにしても、当事者の意見を反映していく仕組みについては何らかの形で検討していかなくてはいけないと思うので、それについては審議会の委員の先生方の御意見等も伺いながら形作っていければと考える。

また、計画の関係で宮崎委員から今後の進め方について御質問いただいたが、こちらについては、どちらにしても議決事項という形になるかと思うので、議会の方にも御説明させていただいた上で進めていきたいと思っている。

(森田委員)

今話を聞くと、委員としては無理かもしれないが、公開の会議であるしオブザーバーとして参加していただくことが可能かと思う。広く周知していただきたい。

(県民共生局長)

どういう形で取り入れていくのがいいかということ、その方策も含めてまたこの審議会等で御意見をいただきたいと思う。

(堀田会長)

また来年度、御相談することになるかと思うので、よろしく願いしたい。
他にあるか。

(青砥委員)

今回こども大綱ができたということで、子どもの権利条約が法制化され、子供の主体や、子供の意見を聞こうということが盛り込まれたということは、すごく大きな前進だと考えている。しかし、我々貧困問題に取り組んでいる団体からすると、子供の貧困対策の成果が見えない中で、こども大綱の中に一本化されていくことで、貧困問題が非常に小さな扱いになってしまうのではないかという危惧は、非常に感じている。不登校やヤングケアラー、虐待など、先生方が取り組まれているたくさんの子供たちの課題があると思うが、深刻なケースには背景に貧困という問題はあると考えている。その点でもやはり貧困問題は非常に重要視していかなければならないと考えている。

私たちはさいたま市の見沼区堀崎町の方で、居場所づくりや様々な活動をしている。今回、埼玉県がメタバースでバーチャルのユースセンターを作られるということで、やはりおっしゃられたとおりに子供たちにとっては外の誰かと触れ合うきっかけになるために、メタバースは非常に有効なのだと思う。ただ、その後にくくり

アルな居場所というか、地域社会に子供たちが繋がっていくということが目的になっていくと思う。バーチャルのユースセンターを運営しているような団体と私たちがタッグを組んで子供たちを社会に繋げていくという活動が非常に重要になるのではないかと思うが、今のところこういった団体がバーチャルの居場所の運営をするということを想定されているのか。また、我々のような、地域でリアルな居場所をやっている団体とこういった繋がりが今後持てるように、どのようにリアルに繋がっていくかということの、今の県の皆様のイメージを教えてください。

(青少年課長)

まず、バーチャルの運営については、まだ議会に上程させていただいたばかりなので、これから詰めさせていただきたい。今、実際にリアルで色々な居場所づくりをされていらっしゃる方の知見を生かして、良いものを作っていきたいと思っている。

2点目のリアルとの繋がりについて、私どもも大変重要だと思っており、この相談からリアルな居場所であったり、リアルな相談に繋いでいくといったところをやっていきたいと思っている。こういったところは青少年課としてもネットワークを持っており、医療の分野や福祉の分野でもネットワークを持っているので、それらを活用し、支援団体に御協力をいただいて実現させていきたい。埼玉県が色々な力を結集して、子供たちに対応できるような、そんな居場所が作れるといいと思っている。

(堀田会長)

今、実際に活動されているリアルな居場所とうまく有機的に繋がっていくことを本当に望んでいる。

議事(2) いじめ問題対策会議の結果報告について

事務局から資料 2-1 から資料 2-2 により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(堀田会長)

ただいまの説明について、御質問や御意見はあるか。

では、私の方から伺いたい。重大事態の発生が52件ということで、この全てについて重大事態調査が行われているのか、それは第三者を含めた形で行われているのか、情報があったら教えていただきたい。

(青少年課長)

基本的に重大事態になると、この調査を第三者を交えて行うという形にしている。

(堀田会長)

中には学校などで第三者を交えずに行うということもあるのかと思ったのでお聞きした。全てに第三者委員会が立てられていると理解した。

(森田委員)

それは間違っているのではないか。第三者委員会は、この中で立ち上がったものは私が把握している限りだと、令和4年度でおそらく10件もないのではないかという気がする。具体的な市町村名を思い浮かべても7、8件あるかという程度で、他は我々スクールロイヤーが加わったり、外部専門家が加わって学校主体調査というのをやっている。そして、学校主体調査について不満がある場合には、第三者委員会調査に移行する場合もあるし、再調査という形で知事部局や市長部局などが調査する可能性もあるが、その再調査は、おそらく県内ではわずかしか実施していないと認識している。

(青少年課長)

学校が主体となって調査委員会を設置する場合にも、第三者を外部委員として加えることが求められている。混乱させてしまい、失礼した。

(堀田会長)

他の委員からも何か御質問や御意見等あったら、お願いしたい。

私が言いたかったのは、おそらくどこの学校でも、このような重大事態調査や第三者委員会の調査が立てられることに対して備えが必要だろうということで、そう思って質問させていただいた。

他に何かあるか。

(森田委員)

保護者対応について、何か議論になったり問題提起がなされたりしたことはあるのか。

(青少年課長)

今回の委員の中にはPTA連合会の代表の方や校長会の代表の方もいて出席をしていただいたが、いずれの方からもやはり、保護者の方に理解をしていただくことや、マスコミ対応なども含めてしっかりやってほしいといったような御意見があった。

(森田委員)

問題行動調査の中でいじめの調査をすることの妥当性については、あまり意見は出ないか。

(青少年課長)

それについては、当日意見はなかった。

(堀田会長)

マスコミ対応も本当に二次被害を生むので、注意すべきだと思う。

議事(3) 埼玉県青少年健全育成条例の改正について

(堀田会長)

ただいまの改正案について御質問御意見があったらお願いします。大麻も麻薬として位置づけるという話だったが、よろしいか。

(阿久戸委員)

改正そのものについては報告事項ということなので意見等ではないが、今、堀田会長がおっしゃったように、大麻が麻薬としっかり位置付けられたということで、ここに関して広報や県として何か周知をしていくという予定があれば教えていただきたい。

(青少年課長)

こちらについては、まもなく各市町村等に通知をさせていただく予定である。その中で、特にこの薬物犯罪の状況が深刻化しており、大麻の増加が著しい状況にあるので、そういったことを啓発していくような取組も併せてできたらと考えている。

(堀田会長)

高校や大学でも大麻の話は聞くので、それぞれに周知していただきたい。

議事終了